

# 富谷市新型コロナウイルス感染症対策本部 市主催イベント・施設の利用等について

令和5年1月16日

現在、本市では、令和4年12月1日開催の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定した市主催イベントや施設の利用方針を運用してまいりましたが、1月13日に宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催されたことを踏まえ、本日、富谷市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、**市主催イベントや事業、市施設の利用等について以下のとおり決定**しましたので、お知らせいたします。**(※見直し部分は朱書き・下線)**

市民の皆様にはご不便をお掛けいたしますが、現在の状況をご理解いただきますとともに、外出や移動の際には、「三つの密」等感染リスクの高まる場면을回避し、「新しい生活様式」の実践についても引き続きお願いいたします。

## 1 イベント・会議・行事等について

### (1) 市主催のイベント・会議・行事等

- ・「市が主催するイベント・会議等に関する実施方針 (**令和5年1月17日以降**)」に基づき実施
- ・中止・延期する事業については、ホームページに一覧を掲載し、随時更新

### (2) 市主催以外のイベント・会議・行事等

- ・「市が主催するイベント・会議等に関する実施方針 (**令和5年1月17日以降**)」に準じた対策を講ずるよう、主催者等に要請

## 2 市立幼稚園、小学校、中学校について

- ・各学校において策定した感染予防ガイドラインにより、感染予防対策を徹底した上で教育活動を実施
- ・専門家の助言等を踏まえた感染防止対策を徹底した上での活動とする。特に、体調不良者が参加しないこと、3密回避といった対策は確実に行う。
- ・大会や練習試合等については、主催者や競技団体等の作成するガイドライン遵守はもちろんのこと、バスでの長距離移動や、飲食等を含む団体行動による感染リスクの排除を徹底したうえでの参加とする。

## 3 市の施設等の取り扱い等 (**令和5年1月17日(火)以降**)

○今後の市内における感染状況によっては、また、施設をワクチン接種会場として使用する場合などは、利用予約をキャンセルさせていただく場合があります。

施設名	利用時間	特記事項
市役所本庁舎 各出張所	月～金 8時30分～ 17時30分	●証明の取得等 ・対面機会を抑制するため、「税証明」「住民票」「戸籍証明」の請求については、郵送による申請を推奨 ※証明等請求書の様式は市ホームページに掲載
		●窓口開庁時間について (19時まで窓口を延長していたものを通常の時間としています) ・当面の間、開庁時間は祝日を除き月～金の8時30分～17時30分 ※対象施設は市役所本庁舎及び成田出張所

施設名	利用時間	特記事項
とみや子育て支援センター	月～金 8時30分～ 17時30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法定健診及び法定に準ずる健診等（母子手帳交付含む）</li> <li>・平熱よりも1度以上高い場合、体調不良の場合は受診見合わせを徹底</li> <li>●予防接種（BCG）</li> <li>・感染症対策を講じた上で実施</li> <li>●上記以外の事業について</li> <li>・定員を設け予約制で実施</li> </ul>
とみや子育てサロン	火～土 9時00分～ 15時00分 （※室内及び遊具消毒作業のため12時～13時を除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレイルーム内の利用人数は保護者・乳幼児を合わせて概ね25名以内（親子10組以内）</li> <li>・飲食スペース開放(11時30分～12時)</li> <li>・一時預かりは定員3名</li> </ul>
放課後児童クラブ	月～金 放課後～ 19時00分 土 8時00分～ 18時00分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4-①（とみや放課後児童クラブのための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン）に基づき実施</li> </ul>
保育所等	月～土 施設毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4-④（富谷市の保育所（園）・子ども園のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン）に基づき実施</li> </ul>
総合運動公園	火～日 屋内施設 9時00分～ 21時00分 屋外施設 9時00分～ 21時00分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4-③（新型コロナウイルス感染拡大防止施設利用ガイドライン）に基づき実施</li> </ul>
公民館 （とみや子育てサロン以外）	月～日 9時00分～ 21時00分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4-②（富谷市公民館新型コロナウイルス感染拡大防止施設利用ガイドライン）に基づき実施</li> </ul>
西成田 コミュニティセンター	火～日 9時00分～ 21時00分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4-③（新型コロナウイルス感染拡大防止施設利用ガイドライン）に基づき実施</li> </ul>
大黒澤苑	火～日 9時00分～ 17時00分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4-③（新型コロナウイルス感染拡大防止施設利用ガイドライン）に基づき実施</li> </ul>
民俗 ギャラリー	火～日 9時30分～ 16時30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4-③（新型コロナウイルス感染拡大防止施設利用ガイドライン）に基づき実施</li> </ul>
富谷市学校 体育施設	体育館 9時00分～ 21時00分 校庭 5時00分～ 19時00分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4-⑤（富谷市学校体育施設開放新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン）に基づき実施</li> </ul>

施設名	利用時間	特記事項
福祉健康 センター	月～金 8時30分～ 17時30分	・浴場・各種教室等については、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら実施
富谷市 まちづくり産 業交流プラザ (TOMI+)	月～日 9時00分～ 21時00分 (年末年始 除く)	・新型コロナウイルス感染症対策を講じながら実施
富谷宿 観光交流ステ ーション (とみやど)	月・水・木・ 金・土・日 10時00分～ 17時00分 休所日： 火曜日	・開館時間等に変更がある場合は、市ホームページ等でお知らせします ・宮城県が定めるガイドラインに従ってコロナ対策を実施
公園		・利用上の注意事項は公園内の看板、ホームページ等により周知

#### 4 施設に関する各種ガイドライン

- ①とみや放課後児童クラブのための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和2年12月改訂）
- ②富谷市公民館新型コロナウイルス感染拡大防止施設利用ガイドライン（令和3年10月27日改訂版）
- ③新型コロナウイルス感染拡大防止施設利用ガイドライン（令和3年11月25日改訂版）
- ④富谷市の保育所（園）・子ども園のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和2年11月策定）
- ⑤富谷市学校体育施設開放新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン（令和3年11月25日改訂版）

#### 5 内容の見直し時期について

上記事項については、今後感染症の発生状況等に変化が生じた段階で、随時見直しを図ります。

## 富谷市長から市民の皆さまへのメッセージ（1月16日）

市民の皆様、事業者の皆様並びに最前線で業務に当たっている保健医療機関の関係者の皆様には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご理解とご協力をいただいておりますことに深く感謝いたします。

さて、新型コロナウイルス感染症については、感染者数・病床使用率ともに高止まりの状況が続いているほか、保健医療の負荷の状況も依然高い状況が続いていることから、県は1月16日を期限とする「みやぎ医療ひっ迫危機宣言」を2月13日まで延長することを決定しました。

保健医療の負荷軽減と感染抑制のため、検査キットによる自己検査の実施や救急外来・救急車の適切な利用、感染拡大防止措置や業務継続体制確保等といった県民への要請については、内容を変更せず、引き続きお願いしていくこととなりました。

これを受けて、本市としましても、1月16日に新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、県の方針を確認し、市民の皆様には、あらためて、以下のとおり感染対策の徹底をお願いいたします。

場面に応じてマスクを正しく着用すること、家庭内においても室内を定期的に換気するとともにこまめに手洗いを行う等、一人ひとりが基本的な感染対策を徹底することに加え、できるかぎり早期にオミクロン株対応ワクチンの接種を受けていただくようお願いします。本市におきましては、医療機関における個別接種に加え、イオンモール富谷で1月29日まで（金～日曜のみ）集団接種を実施しております。

また、生後6か月～11歳の子どものご保護者の皆様は、子どものワクチン接種について検討してください。

感染者と接触があった場合は早期に検査を行い、帰省等で高齢者や基礎疾患のある方と会う際は事前の検査を行うことも心がけてください。

普段から体調管理に努めるとともに、発熱・せき・のどの痛み等、少しでも体調がすぐれない場合には、外出・出勤・登校登園等を控えるようお願いいたします。

旅行等、都道府県をまたぐ移動は基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先の都道府県の要請にもご協力ください。また、会食・食事の際には、長時間・大声を避け、会話の際のマスク着用を徹底するなど、「うつさない」「うつらない」行動に努めてください。

事業者の皆様におかれましては、今回の宣言が社会経済活動の維持と医療のひっ迫回避の両立を目指しつつ、大切な命を守るためのものであることをご理解いただき、在宅勤務の活用や時差出勤等感染リスクの低減に向け、更なる感染防止策の徹底をご協力いただきますようお願い申し上げます。